

大阪樟蔭女子大学「障害学生支援に関する基本方針」

平成29年 4月 1日

1. 目的

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）第9条第1項に基づき、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」とする）における障害のある学生に対する差別的取り扱いの解消を推進し、本学教職員が学生生活を支援し、適切な対応をするために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本理念

本学は、「高い知性」と「豊かな情操」を兼ね備えた社会で貢献できる女性の育成を目的とする建学の精神に則り、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害の有無に関わらず平等に教育・研究に参加・活動できるよう機会の確保に努めることとする。

3. 定義

(1) 障害のある学生

「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者である。

教育及び研究、その他の関連する活動全般に参加する本学学生・大学院生・科目等履修生・研修員・留学生を対象とする。

(2) 合理的配慮

合理的配慮とは、障害を持つ学生と他の学生との平等を基礎とし、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされ、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4. 基本方針

(1) 機会の確保

本学に入学を希望する障害を持つ者、および本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と同等の修学ができるよう機会の確保に努める。ただし、高等教育機関として適切な教育研究の質の確保に留意する。

(2) 教育方法等

情報収集の保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価など、教育全般における配慮を行う。

(3) 支援体制

キャンパスライフサポート・ラーニングサポートを支援対応窓口とし、学生支援関連部署連絡会議を中心に、学生相談室、学科長、アドバイザー、要約筆記支援チーム等、全学的な連携のもとに支援を行う。（支援マニュアル参照）

(4) 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようキャンパスの環境整備に努める。

(5) 情報公開

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生などに対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例などを公表する。

(6) 研修・啓発

障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、学生・教職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

5. 基本方針の改正

この基本方針の改正は、大学協議会の意向を聴いて学長が行うものとする。

附則

1. この基本方針は、平成29年4月1日より施行する。